

**第7期 島本町障害福祉計画**

**第3期 島本町障害児福祉計画**

**令和6(2024)年3月**

**島本町**



# 目 次

第1章 計画の概要 .....	1
1－1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
1－2 計画の位置付けと期間 .....	5
1－3 計画の策定体制 .....	6
1－4 計画の推進体制 .....	6
第2章 障害者の現状 .....	7
2－1 障害者手帳所持者数の推移 .....	7
2－2 障害者手帳所持者の年齢別人数 .....	8
2－3 身体障害者手帳の障害別・等級別人数 .....	8
2－4 療育手帳の障害程度別人数 .....	9
2－5 精神障害者保健福祉手帳の等級別人数 .....	9
2－6 障害支援区分の認定者数 .....	9
第3章 計画の基本方針 .....	10
3－1 基本理念 .....	10
3－2 基本目標 .....	10
第4章 成果目標 .....	12
4－1 障害福祉計画の成果目標 .....	12
4－2 障害児福祉計画の成果目標 .....	18
第5章 障害福祉サービス等の現状と今後の見込量 .....	20
5－1 障害福祉サービスの見込量 .....	20
5－2 地域生活支援事業の見込量 .....	29
5－3 障害児福祉サービスの見込量 .....	38
5－4 その他、事業の円滑な実施を確保するために必要な事項 .....	44
資料 .....	46
障害種別ごと第7期計画の障害福祉サービスの見込み .....	46
島本町障害者施策推進協議会条例 .....	49
島本町障害者施策推進協議会 委員名簿 .....	50
島本町障害者施策推進協議会 開催経過 .....	51
用語説明 .....	52



# 第1章 計画の概要

## 1－1 計画策定の背景と趣旨

本町では、平成30(2018)年3月に策定した「第3次島本町障害者計画」(計画期間：平成30(2018)～令和5(2023)年度)及び令和3(2021)年3月に策定した「第6期島本町障害福祉計画(第2期島本町障害児福祉計画)(計画期間：令和3(2021)～令和5(2023)年度)に基づき、関連する各種計画との整合を図りながら、障害者福祉に関する諸施策を推進してきました。

この間、国においては、令和2(2020)年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、令和5(2023)年に「障害者雇用促進法」が改正され、また令和元(2019)年に「読書バリアフリー法」、令和3(2021)年に「医療的ケア児支援法」、令和4(2022)年に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が新たに施行されるなど、地域共生社会<sup>1</sup>の実現に向けた、権利擁護、生活支援、差別解消、就労等の幅広い分野での法整備が進んでいます。加えて、令和3(2021)年より施行された社会福祉法の一部改正に伴い、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業が創設され、市町村において「属性を問わない支援」、「多様な社会参加に向けた支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する体制の整備が求められています。

また、令和6(2024)年から施行される改正「障害者総合支援法」においては、「障害者等の地域生活の支援体制の充実」、「障害者の就労支援および障害者雇用の質の向上の推進」、「精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備」、「難病患者等に対する適切な医療の充実および療養生活支援の強化」、「障害者・難病等についてのデータベースに関する規定の整備」等のポイントが示され、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現することが目指されています。

さらに、令和5(2023)年度より始まった国の第5次障害者基本計画では、各分野に共通する横断的視点として、「条約の理念の尊重及び整合性の確保」、「共生社会の実現に資する取組の推進」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」、「障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進」、「P D C Aサイクル等を通じた実効性のある取組の推進」が示され、各論において共生社会の実現に向けた施策が推進されています。

一方で、地域社会に目を向ければ、地域共生社会の実現のためには、不足するサービス・資源の充実、権利擁護の推進、重度障害者等の地域移行の促進、就労支援や障害児支援、災害時支援の充実、複合的な課題に対応する包括的支援体制の構築等、まだ多くの課題が残されています。

障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で互いに助け合い、認め合いながら、安心して暮らせるまちの実現に向け、これまでの計画の成果や課題、障害者やその家族等のニーズ、国・大阪府の動向等を踏まえ、今後も総合的かつ計画的な障害者福祉の推進を図るため、令和6(2024)年度からの本町の障害者施策の指針となる「第4次島本町障害者計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

<sup>1</sup> 地域共生社会：制度・分野の違いや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

## <近年の法・制度の動向>

主な動き	
平成 28 年 (2016)	「障害者差別解消法」施行 行政機関・民間事業者における差別的取扱いの禁止、合理的配慮 <sup>2</sup> の提供 「成年後見制度利用促進法」施行 人材確保等利用促進のための施策、国等の責務 「障害者雇用促進法」改正 雇用分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供
平成 30 年 (2018)	「障害者総合支援法」「児童福祉法」改正 就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援の創設、障害児福祉計画の法定化など 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行 障害者の文化芸術の鑑賞や創造の機会の拡大、作品発表機会の確保など
令和元年 (2019)	「障害者雇用促進法」改正 障害者活躍推進計画策定の義務化、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給など 「読書バリアフリー法」施行〔視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律〕 障害の有無に関わらず書籍を活用できる環境の整備（電子書籍・拡大図書等の充実）など
令和2年 (2020)	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」改正 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化、国民に向けた広報啓発の取組推進、バリアフリー基準適合義務の対象拡大
令和3年 (2021)	「社会福祉法」改正 地域共生社会の実現をめざし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築（重層的支援体制の整備）など 「医療的ケア児支援法」施行〔医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律〕 国・地方公共団体・保育所や学校設置者等の責務、医療的ケア児支援センターの設置など
令和4年 (2022)	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行 障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進
令和5年 (2023)	「障害者雇用促進法」改正 事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上など
令和6年 (2024)	「障害者総合支援法」改正 地域生活支援の充実、就労支援・障害者雇用の充実（就労選択支援の創設、短時間労働者の法定雇用率算定等）、精神障害者のニーズに応じた支援体制（医療保護入院の見直し等）など

※改正法については、主な施行時期に記載しています。

<sup>2</sup> 合理的配慮：障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のことです。

## <障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針見直しの主な事項>

<p>①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障害者等への支援に係る記載の拡充</li> <li>・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し</li> </ul>
<p>②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備</li> <li>・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定</li> </ul>
<p>③福祉施設から一般就労への移行等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定</li> <li>・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記</li> </ul>
<p>④障害児のサービス提供体制の計画的な構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備</li> <li>・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進</li> <li>・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実</li> <li>・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充</li> </ul>
<p>⑤発達障害者等支援の一層の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進</li> <li>・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進</li> </ul>
<p>⑥地域における相談支援体制の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センターの設置等の推進</li> <li>・協議会の活性化に向けた成果目標の新設</li> </ul>
<p>⑦障害者等に対する虐待の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底</li> <li>・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設</li> </ul>
<p>⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設</li> </ul>
<p>⑨障害福祉サービスの質の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加</li> </ul>
<p>⑩障害福祉人材の確保・定着</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設</li> <li>・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加</li> </ul>

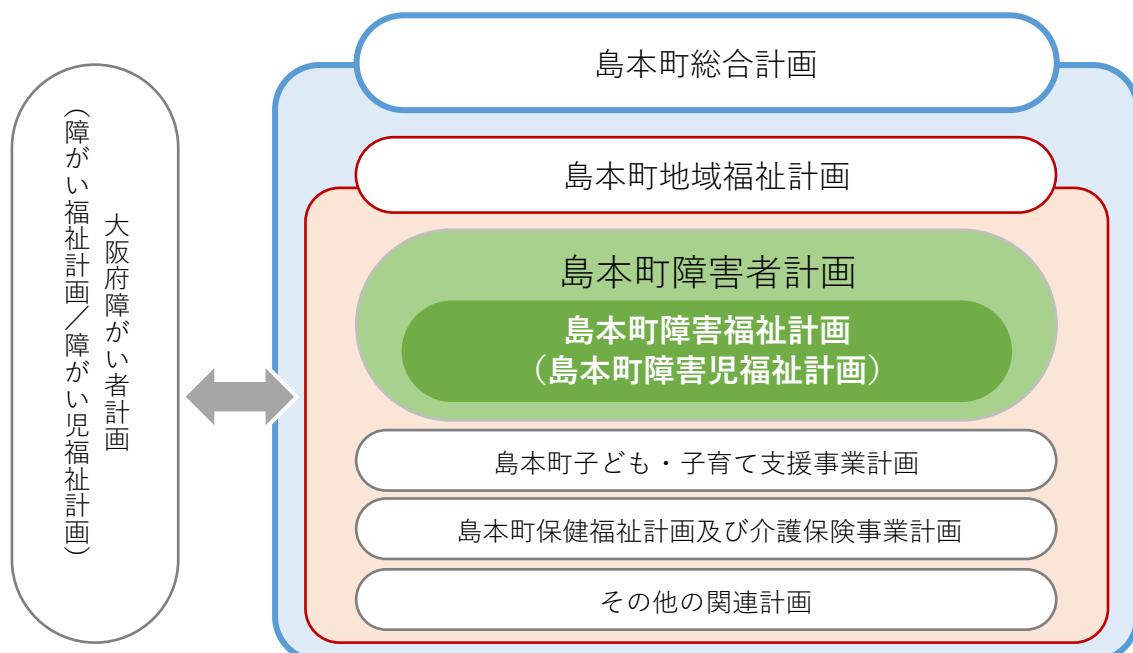
⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
・障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進 ・市町村内により細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
⑭その他：地方分権提案に対する対応
・計画期間の柔軟化 ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

## 1－2 計画の位置付けと期間

### 1. 位置付け

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」（第7期島本町障害福祉計画）及び児童福祉法33条の20第1項に定める「市町村障害児福祉計画」（第2期島本町障害児福祉計画）として一体的に策定するものであり、障害福祉サービスと障害児支援サービスの数値目標を中心に、その確保の方策等を設定します。

本計画は、町の障害者施策全般の方向性を定める「障害者計画」（第4次島本町障害者計画）を上位計画とし、その他の関連計画との整合を図りながら一体的に推進します。



### 2. 計画期間

本計画は、令和8(2026)年度を目標年度として設定し、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間を計画期間とします。

年度 計画	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
障害者 計 画												
	第3次計画						第4次計画					
障害福祉 計 画												
	第5期計画				第6期計画			第7期計画			第8期計画	
障害児 福祉計画												
	第1期計画				第2期計画			第3期計画			第4期計画	

## 1－3 計画の策定体制

### 1. 島本町障害者施策推進協議会での審議

学識経験者、関係機関・事業所の職員、障害者、家族等で構成される「島本町障害者施策推進協議会」において、計画内容について検討しました。

### 2. 島本町障害者地域自立支援協議会からの意見聴取

町内事業所等で構成される自立支援協議会からの意見聴取を行いました。

### 3. アンケート調査の実施

障害者の実態やニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。

調査名	「障害者計画」及び「障害福祉計画」策定のためのアンケート調査
対象者	障害者手帳を所持している方、障害者手帳は所持していないが障害福祉サービス・障害児支援サービスを利用している方（1,694人）
調査期間	令和5(2023)年8月23日～9月13日
調査方法	郵送により配布・回収（無記名方式）
回答数・回収率	18歳未満：129/247人（52.2%） 18歳以上：771/1,447人（53.3%）

### 4. 団体・事業所ヒアリングの実施

町内の障害者団体、障害福祉サービス等事業所に対し、今後の展開や課題、町の障害者施策への意見などを伺うヒアリング（アンケート）を実施しました。

### 5 パブリックコメントの実施

計画案を公表し、広く住民のみなさんのご意見を聞くパブリックコメント（意見募集）を実施しました。

募集期間	令和6(2024)年1月10日～2月8日
資料の閲覧方法	役場等に資料を設置、町ホームページに掲載
募集方法	持参、郵送、ファックス、町ホームページから受付
意見提出件数	4人 8件

## 1－4 計画の推進体制

### 1. 島本町障害者施策推進協議会

学識経験者、関係機関・事業所の職員、障害者、家族等で構成される協議会で、進捗状況の確認・検討等を行います。

### 2. 島本町障害者地域自立支援協議会

町内事業所で構成される自立支援協議会で、支援やサービス確保等の検討を行います。

### 3. 庁内の関係部局の連携

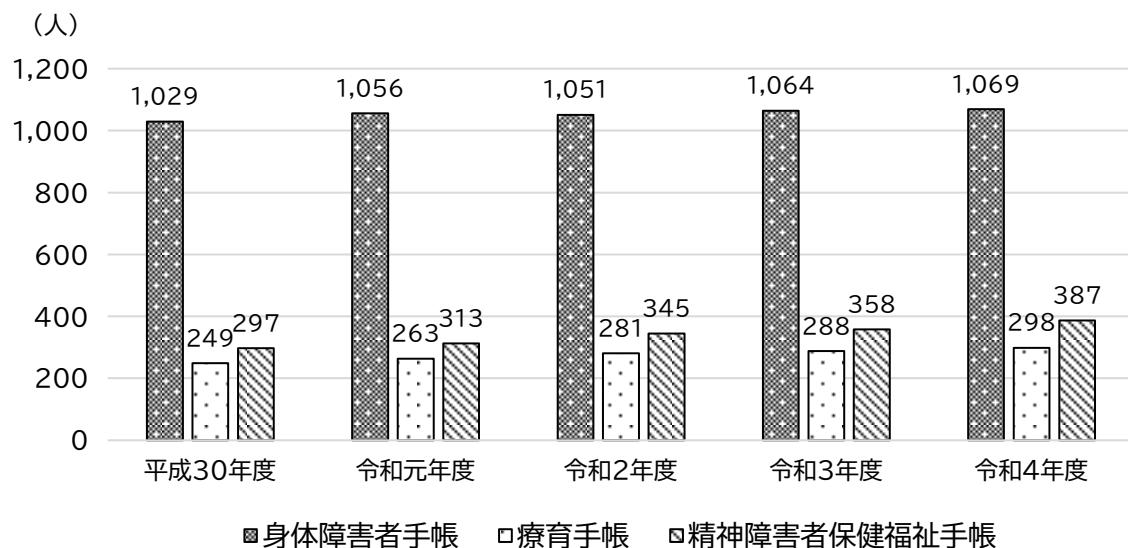
福祉・保健・子育て・教育等の関係部局と連携し、毎年度の進捗管理と評価・検討を行い、総合的かつ計画的に施策を推進します。

## 第2章 障害者の現状

### 2-1 障害者手帳所持者数の推移

平成30(2018)年度から令和4(2022)年度における障害者手帳所持者数の推移をみると、いずれも増加傾向にあります。精神障害者保健福祉手帳の所持者数は5年間で約1.3倍に増加しており、療育手帳の所持者数も約1.2倍に増加しています。

令和4(2022)年度における町全体の人口に占める割合では、身体障害者手帳が3.4%程度、療育手帳が0.9%程度、精神障害者保健福祉手帳が1.2%程度となっており、いずれも人口比率は増加傾向にあります。

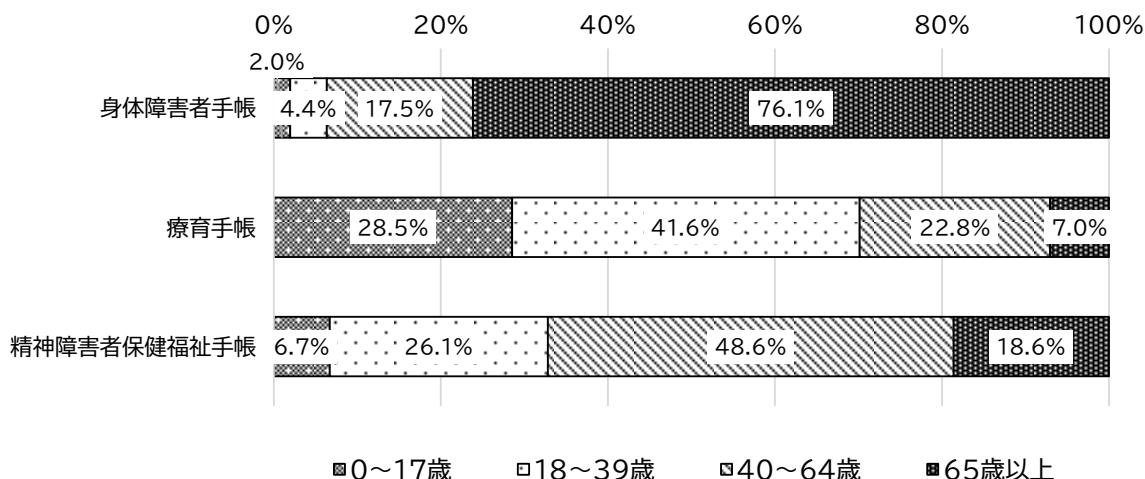


単位：人、%/各年度末時点

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
町全体の人口		31,167	31,774	31,937	31,821	31,603
身体障害者手帳	人数	1,029	1,056	1,051	1,064	1,069
	人口比	3.30%	3.32%	3.29%	3.34%	3.38%
療育手帳	人数	249	263	281	288	298
	人口比	0.80%	0.82%	0.87%	0.90%	0.94%
精神障害者保健福祉手帳	人数	297	313	345	358	387
	人口比	0.95%	0.98%	1.08%	1.12%	1.22%
三障害の合計(延べ人数)	人数	1,575	1,632	1,677	1,710	1,754
	人口比	5.05%	5.13%	5.25%	5.37%	5.55%

## 2－2 障害者手帳所持者の年齢別人数

年齢別の状況をみると、「身体障害者手帳」では65歳以上の割合が7割以上と最も多く、次に40～64歳が約2割となっています。一方、「療育手帳」では18～39歳が4割以上と最も多く、次に18歳未満の児童が約3割となっています。「精神障害者保健福祉手帳」では、40～64歳が約5割と最も多く、次に18～39歳が3割弱となっています。



## 2－3 身体障害者手帳の障害別・等級別人数

身体障害者手帳の障害別・等級別の状況をみると、障害別では、肢体不自由が全体の半数以上と最も多く、次に内部障害が約3割となっています。等級別では、1～2級の重度者は全体の約4割となっており、3～4級も同じく約4割となっています。

単位：人、%／令和5年3月末時点

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	割合
肢体不自由	99	84	91	143	71	89	577	53.9
視覚障害	20	20	1	5	7	4	57	5.3
聴覚・平衡機能障害	5	22	11	18	1	23	80	7.4
音声・言語機能障害	0	1	14	4	-	-	19	1.7
内部障害	197	4	47	88	-	-	336	31.4
合計	321	131	164	258	79	116	1,069	100.0
割合	30.0	12.2	15.3	24.1	7.3	10.8	100.0	

## 2－4 療育手帳の障害程度別人数

療育手帳の障害程度別の状況をみると、A（重度）、B2（軽度）が多く、ともに約4割となっています。

単位：人、%／令和5年3月末時点

手帳所持者数	A(重度)	B1(中度)	B2(軽度)	合計
人数	122	59	117	298
割合	40.9	19.7	39.2	100.0

## 2－5 精神障害者保健福祉手帳の等級別人数

精神障害者保健福祉手帳の等級別の状況をみると、2級が約5割と最も多く、次に3級が約4割5分となっています。

単位：人、%／令和5年3月末時点

手帳所持者数	1級	2級	3級	合計
人数	26	186	175	387
割合	6.7	48.0	45.2	100.0

## 2－6 障害支援区分の認定者数

障害支援区分の認定者の状況をみると、障害別では、知的障害が6割弱と最も多くなっています。また、区分別では、より支援が必要とされる区分5～6の認定者は全体の約4割となっています。

単位：人、%／令和5年3月末時点

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計	割合
身体障害	0	1	5	1	0	16	23	12.1
知的障害	3	15	13	22	22	33	108	57.1
精神障害	1	31	15	8	2	1	58	30.6
難病	0	0	0	0	0	0	0	0.0
合計	4	47	33	31	24	50	189	100.0
割合	2.1	24.8	17.4	16.4	12.6	26.4	100.0	/

## 第3章 計画の基本方針

### 3－1 基本理念

#### 1. 自己決定と自己選択の尊重

障害のある人自らの意思による選択を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、情報アクセシビリティの向上及び多様な選択を可能とするサービス資源の確保に努めます。

#### 2. 自立して地域で生活するための支援基盤の整備・充実

障害のある人が地域で自立し、安心して生活する環境づくりを進めるため、各種サービスや相談支援、就労支援などの支援・提供体制の整備と充実を図ります。

#### 3. 障害児の発達を支援するための支援基盤の整備・充実

児童の健やかな発達のための療育、相談支援、サービスなどの支援・提供体制の整備と切れ目ない支援の充実を図ります。

### 3－2 基本目標

#### 1. 相談支援体制の充実・整備・強化

基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等施設、児童発達支援センターを中心として、様々な障害や年齢層に対応できる包括的な相談支援体制の充実・強化を進めるとともに、利用者や障害福祉サービス等の社会的基盤の整備における実情の把握に努めます。

#### 2. 生活の場・日中活動の場の確保

日常生活の基盤となる生活の場・活動の場の確保をめざし、グループホームなどの居住系サービスや日中活動系サービスの充実を図るとともに、福祉施設等の支援に係るニーズの把握に努めます。

#### 3. 「地域共生社会」の実現に向けた取組の推進

地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりとともに、面的な広がりのあるネットワークの構築や、顔と顔による人と地域のつながりや見守りの強化、地域による協力や交流の促進、コーディネート機能や居場所の確保等の機能を備えた支援など、地域福祉と連動した重層的支援体制の構築に取り組みます。

#### 4. 就労支援の充実

企業や福祉施設等での働く場の確保を図るため、福祉施設からの一般就労への移行、就労継続、就労定着への支援の充実を図り、障害者の自立と社会参加を推進します。

## 5. 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

児童発達支援センターにおける障害の重度化・重複化・多様化に対応する専門的機能の強化、重層的な障害児通所支援や障害児相談支援の質の確保・向上と支援内容の適正化、放課後等デイサービス等の障害児通所支援における関連施策との緊密な連携促進に資する実施形態の検討など、体制の整備・充実に努めます。重症心身障害児への支援においては、身近な地域で支援を受けられるよう、保育所や認定こども園、学童保育、幼稚園や小学校などとの支援協力体制の構築、連携強化とサービスの確保に取り組みます。また、関係部局・関係機関の連携のもと、療育やサービス利用、学校生活・地域生活を切れ目なくサポートするための相談支援体制の充実に努めます。難聴児への支援については、早期発見や新生児聴覚検査等からの相談支援、療育への円滑・適切な支援の実施につなげるよう努めます。

## 6. 地域移行、地域生活の維持及び継続の推進

入所・入院からの地域移行やひとり暮らし、グループホームにおいて一人暮らし等を希望する障害のある人への支援、地域での在宅生活の継続等を支援するため、自立支援協議会の役割強化や関係機関との連携により、サービスの確保と支援の充実を図り、地域全体で障害のある人や子ども、その家族の生活を支える体制づくりを進めます。自立支援協議会の運営においては、障害者等の実態把握、支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築や運営状況に対する評価、支援体制の改善に取り組みます。

## 7. 障害福祉人材の確保

障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施や多職種間の連携、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの周知・広報などに関係者の協力により取り組みます。また、障害福祉現場におけるハラスマント対策やICT等の導入による事務負担の軽減・業務の効率化を推進し、働きやすい環境づくりに努めます。

## 8. 発達障害者等支援の一層の充実

ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの支援体制の確保や、発達障害の支援などを専門的に行うことができる機関などの確保に取り組みます。また、難病患者の障害福祉サービス活用の促進をはじめ、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者及び障害児への支援体制の整備に努めます。

## 第4章 成果目標

### 4-1 障害福祉計画の成果目標

#### 1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

##### (1) 地域生活移行者の増加

区分		前回(第6期計画)の状況		今回(第7期計画)の目標	
基準値		17人	令和元年度末時点の施設入所者数	16人	令和4年度末時点の施設入所者数
目標値	地域生活移行者の見込数	3人	退所者のうちグループホーム入居等地域生活に移行する人の見込数 (令和3~5年度の累計) 【府基準:1.06人】	1人 削減率 6.25%	退所者のうちグループホーム入居等地域生活に移行する人の見込数(令和6~8年度の累計) 【府基準:0.96人】
実績値(見込)	地域生活移行者数		0人 移行率 0%	府基準では、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を基本としています。	

○第6期計画の状況： 令和3年度から令和5年度の累計で3人の移行を目指していましたが、実績見込は0人となっています。

●第7期計画の設定： 大阪府基準（0.96人）を踏まえ、1人の地域移行を目指します。長期入所者への意向調査や施設への働きかけなどにより、地域移行を希望する対象者の把握・掘り起こしに努めます。

##### (2) 施設入所者の削減

区分		前回(第6期計画)の状況		今回(第7期計画)の目標	
基準値(A)		17人	令和元年度末時点の施設入所者数	16人	令和4年度末時点の施設入所者数
目標値	最終年度の入所者数(B)	14人	令和5年度末時点の施設入所者数(見込)	14人	令和8年度末時点の施設入所者数(見込)
	入所者の削減見込数(A-B)	3人 削減率 17.7%	令和元年度末入所者に対する差引減少見込数 【府基準:1人】	2人 削減率 12.5%	令和4年度末入所者に対する差引減少見込数 【府基準:0.8人】
実績値(見込)	計画最終年度の入所者数(B')		15人	府基準では、令和4年度末時点の施設入所者数から1.7%以上の削減を基本としています。	
	入所者の削減数(A-B')		2人 削減率 11.7%		

○第6期計画の状況： 令和5年度末時点での入所者は14人を目指していましたが、入所者数は基準値の17人から2人減少し、15人となっています。

●第7期計画の設定： 今後も、介護者の高齢化や障害の重度化による入所ニーズの増加が見込まれます。新規利用ニーズに対しては、入所サービスの確保に努めるとともに、今後の地域移行の取組を踏まえ、基準値に対する削減数を2人と見込みます。また、施設入所者の生活の質の向上を図るため、障害者の高齢化や重度化に対応できる専門的なケアを行う体制の確保に努めるとともに、地域での交流機会の確保に努めるなど、地域で生活する障害者への支援に取り組みます。

## 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目			目標
精神障害者的精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	令和8年度末		325.3日以上
精神病床における1年以上長期入院患者数	令和8年6月末日		16人以下
精神病床における早期退院率	令和8年度	入院後3か月	68.9%以上
	令和8年度	入院後6か月	84.5%以上
	令和8年度	入院後1年	91.0%以上

○第6期計画の状況： 令和3年度から、大阪府・茨木保健所・医療機関・事業所等の参画のもと、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの「協議の場」を設置し、各関係機関との連携を図っています。

●第7期計画の設定： 引き続き、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの「協議の場」を開催し、精神障害者が地域の一員として自分らしい暮らしを送れるよう、包括的な相談体制の充実や連携強化に努めます。また、長期入院患者への意向調査や病院への働きかけなどにより、地域移行を希望する対象者の把握・掘り起こしに努めます。

### ■活動指標（「精神障害地域包括ケア」関係）

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健・医療・福祉関係者による「協議の場」の開催回数	回／年	2	2	2
保健・医療・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数	人／年	18	18	18
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回／年	1	1	1
精神障害者の「地域移行支援」の利用者数	人／月	0	0	1
精神障害者の「地域定着支援」の利用者数	人／月	0	0	1
精神障害者の「共同生活援助」の利用者数	人／月	6	8	10
精神障害者の「自立生活援助」の利用者数	人／月	0	0	0
精神障害者の「自立訓練(生活訓練)」の利用者数	人／月	8	9	10

### 3. 地域生活支援の充実

#### (1) 地域生活支援拠点等の機能の充実

区分	前回（第6期計画）の状況	今回（第7期計画）の目標
目標	平成31年4月に地域生活支援拠点等施設として開設した「地域福祉支援センター島本」を中心に、障害者（児）や家族の地域生活をサポートしています。	拠点機能の充実のため、令和8年度末までの間に次の取組を実施します。 ・コーディネーターの配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。 ・年1回以上、拠点施設の運用状況の検証及び検討を行います。

- 第6期計画の状況： 第5期計画中の平成31年4月に「地域福祉支援センター島本」を開設し、拠点の設置は完了しています。同施設では通所サービス・短期入所・相談支援事業等を実施し、相談、緊急時受入等の機能により、他の事業所と連携しつつ、障害者（児）や家族の地域生活をサポートしています。
- 第7期計画の設定： 国・府指針では、拠点機能の充実のため、コーディネーターの配置、支援ネットワークの構築、定期的な運用状況の検証・検討等を行うこととしています。これを踏まえ、計画期間中に、コーディネーター配置、支援ネットワーク構築、年1回以上の検証・検討を行うことを目標とします。  
取組の実施にあたっては、自立支援協議会等を活用して検討等を行い、支援の充実とともに、関係機関の連携強化を図ることとします。

#### ■活動指標（「地域生活支援拠点」関係）

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置個所数	か所	1	1	1
コーディネーターの配置人数	人	0	0	1
支援の実績等を踏まえた 検証・検討の実施回数	回／年	1	1	1

**事業所ヒアリングでのご意見** 地域生活支援拠点の機能拡充に向けて、短期入所の緊急時受け入れに備えるとともに、サービスの利便性の向上を図るため、女性短期入所を通年稼働できるよう体制整備を行う。

#### (2) 強度行動障害を有する者に対する支援体制の充実

区分	前回（第6期計画）の状況	今回（第7期計画）の目標
目標		町または圏域において、強度行動障害者の実情や、支援ニーズ等を把握するとともに、支援体制の整備に向けた検討を進めます。

- 第6期計画の状況： 今回計画から新たに設定された目標です。

- 第7期計画の設定： 大阪府や自立支援協議会等と連携し、強度行動障害に係る支援ニーズ等を把握するとともに、支援体制の整備に向けた検討を進めます。

## 4. 福祉施設から一般就労への移行等

### (1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行

区分		前回(第6期計画)の状況		今回(第7期計画)の目標	
基 準 値	(全体)	3人	令和元年度中に一般就労に移行した人数	5人	令和3年度中に一般就労に移行した人数
	就労移行支援	1人		4人	
	就労継続A型	1人		1人	
	就労継続B型	1人		0人	
目標 値	(全体)	6人	令和5年度中に一般就労に移行した人数	8人	令和8年度中に一般就労に移行した人数
	就労移行支援	2人		4人	
	就労継続A型	2人		3人	
	就労継続B型	2人		1人	
実 績 値 (見 込 )	(全体)	8人	府基準:令和3年度実績の1.28倍以上		
	就労移行支援	5人			
	就労継続A型	3人			
	就労継続B型	0人			

○第6期計画の状況： 令和5年度末時点の一般就労移行者は、全体では目標値を達成する見込みです。

●第7期計画の設定： 大阪府基準を踏まえ、全体では、令和3年度中の一般就労移行者（5人）の1.28倍以上となる8人を目標とします。

### (2) 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労者の割合

○第6期計画の状況： 今回計画から新たに設定された目標です。

●第7期計画の設定： 本項目については、町内の就労移行支援事業所がある場合に記載する項目ですが、現在、町内には就労移行支援事業所がないため、数値を算定できません。

### (3) 就労定着支援事業の利用者数

区分		前回(第6期計画)の状況		今回(第7期計画)の目標	
基 準 値	基準値			5人	令和3年度末時点の就労定着支援の利用者数
	目標値			8人	令和8年度末時点の就労定着支援の利用者数
	実績値			府基準では、令和3年度の利用者数実績の1.41倍以上とすることを基本としています。	

○第6期計画の状況： 本町においては、今回計画から新たに設定する目標です。

●第7期計画の設定： 大阪府基準を踏まえ、令和3年度末時点の利用者数（5人）の1.41倍以上となる8人を目標とします。

#### (4) 就労定着支援事業の就労定着率

●第7期計画の設定： 町内に就労定着支援事業所がなく、職場定着率は算出できません。

#### (5) 自立支援協議会（就労支援部会）の設置

●第7期計画の設定： 地域の就労ネットワークを強化し、雇用・福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、自立支援協議会（はたらく部会）を開催します。

#### (6) 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額

区分	前回(第6期計画)の状況		今回(第7期計画)の目標	
基準値				
目標値	11,000 円	令和5年度の町内事業所の平均工賃月額	12,500 円	令和8年度の町内事業所の平均工賃月額
実績値(見込)	11,000 円		前回計画の目標工賃を踏まえて設定	

○第6期計画の状況： 令和5年度の平均工賃実績は、目標額を達成する見込みです。

●第7期計画の設定： 前回計画の目標及び実績を踏まえ、前回目標値（11,000 円）を上回るように設定。

### 5. 相談支援体制の充実・強化

国・府の指針では、令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とすることとしています。また、令和8年度末までに各市町村において、協議会（複数市町村による共同設置可）において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組がなされ、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することとしています。

区分	前回(第6期計画)の状況	今回(第7期計画)の目標
目標	基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談機関との連携強化等に取り組んでいます。	・地域の相談機関と連携し、助言・指導、人材育成に取り組みます。 ・協議会等において、個別事例の検討を通じた地域サービスの開発・改善等に取り組みます。

○第6期計画の状況： 基幹相談支援センターについては、町では平成27年度から福祉推進課内に設置しており、地域生活支援拠点等施設（一般相談支援事業所）や他の関係機関・事業所と連携しながら、相談支援を行っています。

●第7期計画の設定： 引き続き、基幹相談支援センターを中心に相談機関の連携を図るとともに、各機関への助言や人材育成などに取り組み、地域の相談支援体制の強化を図ります。

国・府の指針を踏まえ、協議会（自立支援協議会を想定）における個別事例の検討等を通じ、利用者や障害福祉サービス等の社会的基盤の整備の実情の把握に努めるとともに、サービスの開発や改善等に取り組みます。

また、協議会と居住支援協議会（Osaka あんしん住まい推進協議会）が連携し、障害者等の住宅確保要配慮者の、民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図ります。

複数の分野にまたがる課題については、関係する複数の協議会が連携するなど、効果的な運営を図ります。

**■活動指標 (「相談支援」関係)**

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有無	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件／年	60	60	60
地域の相談支援事業者的人材育成の支援	件／年	2	2	2
地域の相談機関との連携強化の取組	回／年	2	2	2
個別事例の支援内容の検証	回／年	1	1	1
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	配置数	1	1	1
「協議会」における相談支援事業所の参画による事例検討の実施	実施回数	回／年	3	3
	参加事業者・機関数	者／年	21	21
「協議会」の専門部会の設置	設置数	設置数	3	3
	実施回数	回／年	6	6

## 6. 障害福祉サービス等の質の向上

国の指針では、第6期計画からの成果目標として、令和8年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することとしています。

区分	前回(第6期計画)の状況	今回(第7期計画)の目標
目標	報酬の審査体制の強化、指導権限を有する者との協力・連携や適正な指導監査等の実施等について目標を設定するとともに、研修の実施等により職員の質の向上に努めます。	・研修等により職員の質の向上に努めます。 ・報酬審査体制の強化に努めます。 ・指導権限を有する者との協力を進めます。

○第6期計画の状況： 学校での福祉人権教育の充実や、障害に関する講演会や学習会等の開催、障害のある人もない人も共に参加するイベントの開催なども重要と考えられることから、これらの実施の検討を進みました。

●第7期計画の設定： 障害種別毎の研修、障害支援区分認定調査員研修、障害者虐待防止・権利擁護研修等、各種研修への参加により、町職員の質の向上に努めます。  
請求審査結果の共有をとおして、事業所の運営基準順守や、適切な請求事務が行えるよう努めます。

**■活動指標 (「サービスの質向上」関係)**

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	人／年	5	5	5
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	無	無	有
	回／年	—	—	1

## 4－2 障害児福祉計画の成果目標

### 1. 障害児支援の提供体制の整備等

#### (1) 児童発達支援センターの設置

国の指針では、障害児の通所療育の他、地域の障害児や家族への相談、関係機関への援助・助言等を行う「児童発達支援センター」について、令和8年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置すること、または、地域の実情によりセンター未設置の市町村は、同等の機能を有する体制を整備することとしています。

区分	前回(第6期計画)の状況	今回(第7期計画)の目標
目標	他市町村の状況等を確認しながら、方向性を検討しました。	町内事業所の連携による面的整備も視野に、児童発達支援センターまたはセンターと同等機能の確保に向けた取組を進めます。

○第6期計画の状況： 町内の児童発達支援事業所は増加しており、利用者も増えていますが、児童発達支援センターの設置はできていません。センターの機能を町内各機関の連携による面的整備で確保することも検討しています。

●第7期計画の設定： 町内事業所と協議・連携し、面的整備も検討した上で、センターまたはセンターと同等機能の確保に向けた取組を進めます。

#### (2) 障害児のインクルージョン<sup>3</sup>を推進する体制の構築

国の指針では、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めることとしています。

区分	前回(第6期計画)の状況	今回(第7期計画)の目標
目標	町内の保育所等訪問支援事業所により、サービスの提供を実施しています。	・実施事業所の増加など、保育所等訪問支援の提供体制の充実を図ります。 ・各機関の連携等により、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めます。

○第6期計画の状況： 令和3年に町内に保育所等訪問支援の事業所が1か所できたことにより、保育所等訪問支援の利用者数が大きく増加しています。

●第7期計画の設定： 実施事業所の増加など保育所等訪問支援の提供体制の充実、それらの取組も含めたインクルージョン推進体制の構築に努めることを目標とします。加えて、障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、適切な環境に移行できるよう関係機関と連携した協議の場の設置について検討を進めます。

<sup>3</sup> インクルージョン：「包含」や「包み込む」ことを意味する英語で、教育や福祉の分野では、「一人ひとりが多様であることを前提に、障害の有無にかかわりなく、誰もが自分に合った配慮を受けながら、地域の資源（学校等）を利用できる」という理念・手法をあらわす言葉として使われています。

### (3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保

国の指針では、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することとしています。

区分	前回(第6期計画)の状況	今回(第7期計画)の目標
目標	町内事業所での受入実績はありません。圏域内では4名(1事業所)の受入がありました。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各事業所への働きかけや支援等により、町内での受入事業所の確保に努めます。</li> <li>町外の事業所と連携し、必要なサービスの確保に努めます。</li> </ul>

○第6期計画の状況： 町内での受入実績はなく、圏域内での受入のみとなっています。

●第7期計画の設定： 対象児童が増加傾向にあることから、関係事業所への働きかけ、支援（喀痰吸引等研修費補助）、自立支援協議会での検討・連携などにより、町内での受入事業所の確保に努めます。また、引き続き、町外の受入事業所と連携し、必要なサービスを確保します。

### (4) 医療的ケア児等支援のための協議の場の設置及びコーディネーター配置

国・府の指針では、令和8年度末までに、医療的ケアを要する重症心身障害児者等に関する関係機関の協議の場を、府、圏域、市町村にそれぞれ設置するとしており、設置済市町村においては、保健・医療・福祉・保育・教育等の各分野の支援が受けられるよう、協議の場を活性化することとしています。また、医療的ケア児等のコーディネーターについて、地域の実情に応じて市町村に配置することとしています。

区分	前回(第6期計画)の状況	今回(第7期計画)の目標
目標	医療的ケア児等コーディネーターとなる人材を確保し、対象児童について関係者が集まり、ケース会議を実施しています。	町における地域の関係機関による協議の場の開催については令和5年度に実施しています。引き続き、コーディネーターの活用に向けた検討を進めます。

○第6期計画の状況： 令和3年に医療的ケア児等コーディネーターとなる人材を確保しました。また、対象児童が発生した場合、関係者が集まり、ケース会議を実施しました。

●第7期計画の設定： 本町の実情に応じて医療的ケア児等コーディネーターを配置（福祉関係2名・医療関係0名）し、対象児童が発生した場合には、必要に応じてケース会議を実施するとともに、医療的ケア児や重症心身障害児に対して、その人数や家庭環境を十分に踏まえた支援ニーズを把握し、短期入所等のサービス提供体制の確保を図り、新生児集中治療室（NICU）に入院中から退院後の在宅生活を見据えた個々の医療的ケア児の発達に応じた支援につながるよう努めます。

# 第5章 障害福祉サービス等の現状と今後の見込量

## 5-1 障害福祉サービスの見込量

「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービス（自立支援給付）について、第6期計画の実績や、国の制度改革、利用者や事業所の動向などを踏まえ、令和6年度から令和8年度までの各年度における必要量を見込むとともに、その確保の方策を示します。

### 障害福祉サービスの体系

1 訪問系サービス・短期入所	(1) 訪問系サービス	①居宅介護(ホームヘルプサービス)	自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事の介助や家事の援助、通院の介助等を行います。
		②同行援護	移動が困難な視覚障害者が外出する際に、代読等の支援や食事や排せつ等の介助を行います。
		③重度訪問介護	重度の肢体不自由者、または知的・精神障害により行動上著しく困難があり常時介護を要する方に対し、居宅における介護から外出時の移動支援までを行うサービスを提供します。
		④行動援護	知的・精神障害により行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対し、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や、外出における移動中の介護等を行います。
		⑤重度障害者等包括支援	常時介護を要する重度障害者を対象に、居宅介護をはじめ福祉サービスを包括的に提供します。
	(2)短期入所 (ショートステイ)	介護者が病気等の場合に、施設に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介助等を行います。	
2 日中活動系サービス	(1)生活介護	常時介護を要する障害者に対し、日中に障害者施設等で、入浴・排せつ・食事の介助や創作的活動または生産活動の機会の提供等を行います。	
	(2)自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。「機能訓練」は身体機能向上のための訓練等を、「生活訓練」は生活能力向上のための訓練等を行います。	
	(3)就労移行支援	一般の企業等への就労のため、一定の期間、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練を行います。	
	(4)就労継続支援(A型) (5)就労継続支援(B型)	一般の企業等に雇用されることが困難な障害者を対象に、就労の機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行います。「A型」は雇用契約に基づく就労の機会や訓練等を、「B型」は雇用契約によらない就労の機会や訓練等を提供します。	
	(6)就労定着支援	就労移行支援等を経て一般就労に移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方を対象に、一定の期間、相談や連絡調整、課題の解決に向けた支援を行い、職場定着を支援します。	
	(7)就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。	
	(8)療養介護	主に日中に病院等の施設で、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助等を行います。	
	(1)共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間に、共同生活を営む住居での入浴・排せつ・食事の介助等を行います。	
3 サービス 居住系	(2)施設入所支援	施設入所者に対し、主に夜間に、入浴・排せつ・食事の介助等を行います。	
	(3)自立生活援助	入所施設やグループホーム等からひとり暮らしに移行する障害者等を対象に、一定の期間、訪問による生活状況の確認、相談や連絡調整等を行います。	
	(1)計画相談支援  (2)地域移行支援	障害福祉サービスの利用者に対し、サービス等利用計画を作成し、定期的に見直すなどの相談支援を行います。  長期入院中の精神障害者や施設入所者がグループホームや自宅等での地域生活に移行できるよう、退院や退所の促進・支援を行います。	
4 相談支援	(3)地域定着支援	長期の入院・入所から退院・退所し、地域での生活を始めた人が安心して生活できるよう、支援を提供します。	

## 1. 訪問系サービス・短期入所

### (1) 訪問系サービス

#### ①居宅介護（ホームヘルプサービス）

区分		第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用人員(人分／月)	計画値	72人	75人	79人	79人	83人	87人
	実績値	85人	76人	75人			
	達成率	118.1%	101.3%	94.9%			
月あたりの平均利用時間(時間分／月)	計画値	1,080時間	1,125時間	1,185時間	1,063時間	1,125時間	1,187時間
	実績値	1,148時間	1,134時間	1,093時間			
	達成率	106.3%	100.8%	92.2%			

○第6期計画の状況： 利用人数・時間とともに減少傾向にあり、令和5年度は計画値をやや下回っています。

●第7期計画の見込： 近年は減少傾向にありますが、今後の在宅ニーズの増加や介護者の負担軽減等の対策も踏まえ、段階的な増加を見込みます。

#### ②同行援護

区分		第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用人員(人分／月)	計画値	6人	6人	6人	5人	5人	6人
	実績値	4人	4人	4人			
	達成率	66.7%	66.7%	66.7%			
月あたりの平均利用時間(時間分／月)	計画値	120時間	120時間	120時間	55時間	55時間	66時間
	実績値	37時間	50時間	50時間			
	達成率	30.8%	41.7%	41.7%			

○第6期計画の状況： 新型コロナウイルス感染症の影響によるものとも考えられますが、計画期間中計画値を下回って推移しています。

●第7期計画の見込： 町内の視覚障害者の状況を踏まえ、期間中に2人の増加を見込みます。



## 第5章 障害福祉サービス等の現状と今後の見込量

### ③重度訪問介護

区分	第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用人員(人分／月)	計画値	2人	2人	3人	1人	1人
	実績値	1人	2人	1人		
	達成率	50.0%	100.0%	33.3%		
月あたりの平均利用時間(時間分／月)	計画値	280時間	280時間	420時間	168時間	168時間
	実績値	229時間	300時間	144時間		
	達成率	81.8%	107.1%	34.3%		

○第6期計画の状況： 令和4年度に2人の利用がありましたが、令和5年度は1人の利用となっています。

●第7期計画の見込： 期間中に1人の増加を見込みます。

### ④行動援護

区分	第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用人員(人分／月)	計画値	1人	1人	1人	2人	2人
	実績値	2人	2人	2人		
	達成率	200.0%	200.0%	200.0%		
月あたりの平均利用時間(時間分／月)	計画値	11時間	11時間	11時間	12時間	12時間
	実績値	22時間	6時間	12時間		
	達成率	200.0%	54.5%	109.1%		

○第6期計画の状況： 継続して2人の利用があり、計画値を上回っています。

●第7期計画の見込： 期間中に1人の増加を見込みます。

### ⑤重度障害者等包括支援

区分	第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用人員(人分／月)	計画値	0人	0人	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人		
	達成率	—	—	—		
月あたりの平均利用時間(時間分／月)	計画値	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
	実績値	0時間	0時間	0時間		
	達成率	—	—	—		

○第6期計画の状況： 必要量は見込んでおらず、利用実績もありません。

●第7期計画の見込： 今後も必要量を見込みず、対象となるケースが生じた時は、関係事業所との調整を行います。

## (2) 短期入所（ショートステイ）

区分	第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用人員(人分／月)	計画値	27人	33人	40人	22人	23人
	実績値	21人	23人	21人		
	達成率	77.8%	69.7%	52.5%		
月あたりの平均利用日数(人日分／月)	計画値	214日	261日	316日	188日	197日
	実績値	195日	197日	202日		
	達成率	91.1%	75.5%	63.9%		

○第6期計画の状況： 利用人数・日数ともに概ね横ばいであり、計画値を下回っています。

●第7期計画の見込： 近年増加率が鈍化傾向にありますが、アンケート調査等からも今後も増加していくことが考えられるため、段階的な増加を見込みます。

●確保の方策： 地域生活支援拠点等の機能の充実により、町内サービスの資源の充実を図り、ひとり暮らし等に向けた利用や緊急時の受入等にも取り組みます。また、町内外の事業所と連携し、重度の肢体不自由や医療的ケアに対応できる事業所の確保に努めます。

事業所ヒアリングでのご意見 町と協議のうえ、短期入所の事前登録制や体験利用の試行に取り組む。

## 2. 日中活動系サービス

## (1) 生活介護

区分	第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用人員(人分／月)	計画値	70人	74人	77人	82人	85人
	実績値	67人	72人	79人		
	達成率	95.7%	97.3%	102.6%		
月あたりの平均利用日数(人日分／月)	計画値	1,261日	1,335日	1,389日	1,397日	1,441日
	実績値	1,213日	1,280日	1,368日		
	達成率	96.2%	95.9%	98.5%		

○第6期計画の状況： 利用人数・日数ともに増加傾向にあり、概ね計画通りに推移しています。

●第7期計画の見込： 事業所ヒアリング結果からもニーズの増加が見込まれるため、引き続き段階的な増加を見込みます。

●確保の方策： 支援学校や事業所との連携を図り、対象者への情報提供や利用のコーディネート等の支援を行うとともに、供給量の確保のため、新たな事業所の開設を支援します。

事業所ヒアリングでのご意見 就労継続支援事業利用者の高齢化や、特別支援学校での理解が進み、保護者間でのネットワークが広がっていることから、利用の増加が見込まれる。

## (2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

区分	第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用人員(人分／月)	計画値	10人	12人	14人	10人	11人
	実績値	9人	7人	9人		
	達成率	90.0%	58.3%	64.3%		
月あたりの平均利用日数(人日分／月)	計画値	120日	142日	164日	105日	117日
	実績値	94日	69日	93日		
	達成率	78.3%	48.6%	56.7%		

○第6期計画の状況： 令和4年度に利用人数が2人減少しましたが、令和5年度に再度2人増加しています。利用日数は計画値を下回って推移しています。

●第7期計画の見込： 町内事業所を中心として段階的な利用の増加を見込みます。

●確保のための方策： 支援学校や事業所との連携を図り、対象者への情報提供や利用のコーディネート等の支援を行います。

## (3) 就労移行支援

区分	第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用人員(人分／月)	計画値	16人	18人	20人	10人	10人
	実績値	12人	8人	10人		
	達成率	75.0%	44.4%	50.0%		
月あたりの平均利用日数(人日分／月)	計画値	270日	305日	340日	165日	165日
	実績値	175日	138日	146日		
	達成率	64.8%	45.2%	42.9%		

○第6期計画の状況： 利用人数・日数ともに増減を繰り返し、計画値を下回る形で推移しています。

●第7期計画の見込： 期間中に3人の増加を見込みます。

●確保のための方策： 支援学校や事業所との連携を図り、対象者への情報提供や利用のコーディネート等の支援を行います。

## (4) 就労継続支援（A型）

区分	第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	19人	21人	23人	24人	24人
	実績値	17人	23人	24人		
	達成率	89.5%	109.5%	104.3%		
月あたりの平均利用日数（人日分／月）	計画値	392日	434日	475日	449日	449日
	実績値	344日	434日	431日		
	達成率	87.8%	100.0%	90.7%		

○第6期計画の状況： 利用人数・日数ともに増加傾向にあり、概ね計画通りに推移しています。

●第7期計画の見込： 近年の利用の伸びを踏まえ、今後も増加を見込みます。

●確保の方策： 支援学校や事業所との連携を図り、対象者への情報提供や利用のコーディネート等の支援を行います。

## (5) 就労継続支援（B型）

区分	第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	50人	53人	57人	54人	56人
	実績値	44人	52人	52人		
	達成率	88.0%	98.1%	91.2%		
月あたりの平均利用日数（人日分／月）	計画値	745日	791日	852日	811日	840日
	実績値	736日	812日	768日		
	達成率	98.8%	102.7%	90.1%		

○第6期計画の状況： 利用人数・日数ともに増加から横ばいで推移しています。

●第7期計画の見込： 近年の利用の伸びを踏まえ、今後も増加を見込みます。

●確保の方策： 支援学校や事業所との連携を図り、対象者への情報提供や利用のコーディネート等の支援を行います。また、障害者優先調達推進法に基づく事業所からの調達の推進に努め、工賃向上のための取組を支援します。

## (6) 就労定着支援

区分	第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用人員（人分／月）	計画値	8人	10人	12人	5人	6人
	実績値	5人	4人	4人		
	達成率	62.5%	40.0%	33.3%		

○第6期計画の状況： 令和4年度に1人減少し、その後横ばいとなっています。

●第7期計画の見込： 今後も段階的な増加を見込みます。

●確保の方策： サービス事業所の確保に努めます。





## (2) 地域移行支援

区分	第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用人員(人分／月)	計画値	1人	1人	1人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人		
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%		

○第6期計画の状況：期間中の利用実績はありませんでした。

●第7期計画の見込：成果目標達成を図るため、期間中1人程度の利用を見込みます。

●確保の方策：町内に地域移行支援事業所の確保を図り、入所・入院者に対する地域移行の働きかけや支援を行います。

## (3) 地域定着支援

区分	第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用人員(人分／月)	計画値	1人	1人	1人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人		
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%		

○第6期計画の状況：期間中の利用実績はありませんでした。

●第7期計画の見込：成果目標達成を図るため、期間中1人程度の利用を見込みます。

●確保の方策：町内に地域移行支援事業所の確保を図り、入所・入院者に対する地域移行の働きかけや支援を行います。



## 5－2 地域生活支援事業の見込量

「障害者総合支援法」に基づく「地域生活支援事業」について、第6期計画の実績や、地域生活支援拠点等施設の整備をはじめとする事業所の動向等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの各年度における必要量を見込むとともに、その確保の方策等を示します。

### 地域生活支援事業の体系

1 理解促進研修・啓発事業	障害者や障害に対する理解を深めるための研修や啓発を通じて、地域住民への働きかけを行います。	
2 自発的活動支援事業	障害者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。	
3 相談支援事業	(1)障害者相談支援事業	障害者や家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、援助を行い、自立した日常生活・社会生活がおくれるよう支援します。
	(2)基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な機関として、総合的な相談支援のほか、地域の相談支援体制の強化、地域移行の促進、虐待防止等の取組を行います。
	(3)基幹相談支援センター等機能強化事業	専門職員を基幹相談支援センターに配置し、相談機関への指導や助言、地域移行の促進等の取組を行い、相談支援機能の強化を図ります。
	(4)住宅入居等支援事業	保証人がいない等の理由で賃貸住宅への入居が困難な障害者に対し、必要な調整や家主への相談・助言等を行います。
4 成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない障害者の福祉サービス利用等のため、申立ての支援や後見人等の報酬助成により成年後見制度の利用を支援します。	
5 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見の業務を適正に行う法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。	
6 手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話技術を習得した手話奉仕員を養成します。	
7 意思疎通支援事業	(1)手話通訳者派遣事業 (2)要約筆記者派遣事業 (3)手話通訳者設置事業	役場に手話通訳者を配置し、手続きや相談等の手話通訳を行うとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、聴覚障害者等の意思疎通を支援します。
8 日常生活用具給付等事業	日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。	
9 移動支援事業(ガイドヘルプサービス)	外出が困難な方(全身性障害者・知的障害者・精神障害者等)に対し、ガイドヘルパーを派遣し、外出時の介助を行います。	
10 地域活動支援センター	生産活動・創造的活動の機会の提供や社会との交流の促進等を行う通所型施設として、障害者の地域生活を支援します。	
11 その他 の事業	(1)日中一時支援事業	日中に施設で、障害者に活動の場を提供し、見守りや社会適応に必要な訓練等を行います。
	(2)訪問入浴サービス事業	自宅浴槽での入浴が困難な重度身体障害者に対し、訪問入浴事業者が自宅を訪問し、移動式浴槽での入浴の介助を行います。
	(3)社会参加促進事業等	精神障害者グループワーク、ふれあいスポーツ教室・大会事業、声の広報事業、障害者自動車運転免許取得助成事業、身体障害者自動車改造助成事業、奉仕員等養成事業等を実施します。

## 1. 理解促進研修・啓発事業

区分	第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	計画値	有	有	有	有	有
	実績値	無	無	有		
	達成率	未実施	未実施	実施		

○第6期計画の状況： 令和3年度、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、事業を実施しませんでしたが、令和5年度には12月の障害者週間において、街頭啓発やパネル・作品展、販売イベントを開催しました。

●第7期計画の見込： 引き続き、障害者理解を促進するための啓発・研修等を実施し、心のバリアフリーを推進します。

●確保の方策： 障害者自立支援協議会と連携しながら、今後のあり方について検討・企画していきます。

## 2. 自発的活動支援事業

区分	第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	計画値	有	有	有	有	有
	実績値	無	有	有		
	達成率	未実施	実施	実施		

○第6期計画の状況： 引き続き、自発的活動支援事業補助制度を活用し、事業補助を行います。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み中止しました。

●第7期計画の見込： 引き続き、補助事業を実施します。

●確保の方策： 関係団体と連携し、事業内容の充実や周知に努めます。





## (4) 住宅入居等支援事業

区分	第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	計画値	無	無	無	検討	検討
	実績値	無	無	無		
	達成率	未実施	未実施	未実施		

○第6期計画の状況： 未実施。住居確保への支援については、一般相談支援事業等により対応しています。

- 第7期計画の見込： 関係事業所と協議・連携し、「住宅入居等支援事業」の実施を検討します。また、合わせて、障害者や高齢者等を受け入れる民間賃貸住宅や協力店舗を登録する大阪府制度「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」の周知・活用に努めます。

#### 4. 成年後見制度利用支援事業

区分	第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間の 実利用者数	計画値	1人	1人	1人	2人	2人
	実績値	2人	1人	2人		
	達成率	200.0%	100.0%	200.0%		

○第6期計画の状況： 期間中は、毎年度1～2名の利用がありました。

- 第7期計画の見込： 今後も年2人程度の利用を見込みます。

- 確保の方策： 地域生活支援拠点等施設、基幹相談支援センター、その他各関係機関で連携し、成年後見を必要とする対象者の把握に努めます。

#### 5. 成年後見制度法人後見支援事業

区分	第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	計画値	無	無	無	検討	検討
	実績値	無	無	無		
	達成率	未実施	未実施	未実施		

○第6期計画の状況： 第6期計画では未実施でした。

- 第7期計画の見込： 障害者・高齢者・地域福祉のニーズを踏まえ、実施に向けた研究・検討を行います。



### (3) 手話通訳者設置事業

区分	第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間の延利用件数	計画値	1人	1人	1人	2人	2人
	実績値	1人	2人	2人		
	達成率	100.0%	200.0%	200.0%		

○第6期計画の状況： 役場における手話通訳者2名（週5日）を配置し、役場や町施設・保育所・学校等における手話通訳に対応しています。

●第7期計画の見込： 引き続き、手話通訳者を2名配置します。

## 8. 日常生活用具給付等事業

区分	第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	計画値	5件	5件	5件	6件	6件
	実績値	3件	2件	5件		
自立生活支援用具	計画値	9件	9件	9件	10件	11件
	実績値	9件	6件	9件		
在宅療養等支援用具	計画値	10件	10件	10件	11件	12件
	実績値	3件	5件	10件		
情報・意思疎通支援用具	計画値	60件	60件	60件	5件	5件
	実績値	70件	54件	5件		
排泄管理支援用具	計画値	645件	645件	645件	655件	660件
	実績値	650件	642件	650件		
居宅生活動作補助用具	計画値	1件	1件	1件	1件	1件
	実績値	1件	1件	1件		
合計	計画値	730件	730件	730件	688件	695件
	実績値	736件	710件	680件		
	達成率	100.8%	97.3%	93.2%		

○第6期計画の状況： 利用件数の合計は減少傾向で推移し、計画値をやや下回っています。

※令和5年度情報・意思疎通支援用具の減少については、点字図書のユーザーが利用を停止した影響による。

●第7期計画の見込： 最近の利用状況を踏まえ、年間700件程度の利用を見込みます。

●確保のための方策： 対象品目や基準限度額の見直しを行います。

## 9. 移動支援事業（ガイドヘルプサービス）

区分		第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間の 実利用人員 (人／年)	計画値	113人	120人	127人	90人	95人	100人
	実績値	81人	80人	85人			
	達成率	71.7%	66.7%	66.9%			
年間の 総利用時間数 (時間／年)	計画値	11,370時間	12,040時間	12,710時間	7,573時間	8,081時間	8,589時間
	実績値	6,432時間	7,348時間	7,000時間			
	達成率	56.6%	61.0%	55.1%			

○第6期計画の状況： 利用人数は令和5年度に増加していますが、利用人数・利用時間ともに計画値を下回って推移しています。

●第7期計画の見込： 今後も段階的な増加を見込みます。

●確保の方策： 「島本町障害者地域自立支援協議会」の場を活用し、行政と事業所や事業所間の連携に努めながら、研修の実施や、資格取得支援などを推進し、人材の確保・定着に取り組みます。

**事業所ヒアリングでのご意見** コロナ緩和後の外出増に伴い、ガイドヘルプの依頼が増加している。土、日、祝日の依頼があるが、対応できないことがあります。ヘルパーとなる人材の確保が課題。

## 10. 地域活動支援センター

区分		第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用箇所数	計画値	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実績値	1か所	1か所	1か所			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			
年間の 実利用者数	計画値	5人	5人	5人	5人	5人	5人
	実績値	5人	4人	4人			
	達成率	100.0%	80.0%	80.0%			

○第6期計画の状況： 町内事業所（1か所）の利用人員は、令和4年度以降4人で推移しています。

●第7期計画の見込： 利用者が伸び悩んでおり、事業所の人員体制についても課題があるため、今後の運営について事業所と協議を行います。

## 11. その他の事業

### (1) 日中一時支援事業

区分	第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間の 実利用人員	計画値	47人	48人	49人	52人	55人
	実績値	42人	43人	49人		
	達成率	89.4%	89.6%	100.0%		
年間の 総利用回数	計画値	3,596回	3,673回	3,749回	3,950回	4,200回
	実績値	3,245回	3,255回	3,906回		
	達成率	90.2%	88.6%	104.2%		

○第6期計画の状況： 利用人数・回数ともに増加傾向にあり、令和5年度は概ね計画通りの実績となっています。

●第7期計画の見込： 最近の利用状況を踏まえ、増加を見込みます。

●確保の方策： 町独自に設定している「医療的ケア対応特別加算」を活用し、医療的ケアに対応できる事業所の確保に努めます。

### (2) 訪問入浴サービス事業

区分	第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間の 実利用人員	計画値	4人	4人	4人	4人	4人
	実績値	3人	4人	4人		
	達成率	75.0%	100.0%	100.0%		
年間の 総利用回数	計画値	400回	400回	400回	400回	400回
	実績値	305回	212回	245回		
	達成率	76.3%	53.0%	61.3%		

○第6期計画の状況： 利用人数は3、4人でほぼ横ばいとなっています。

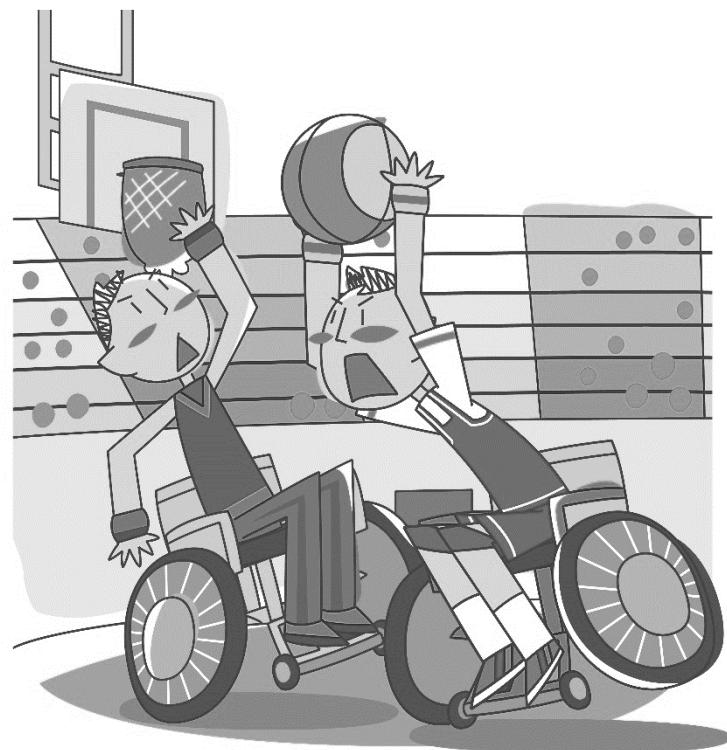
●第7期計画の見込： 今後も同程度の利用人員を見込みます。

## (3) 社会参加促進事業等

区分	実績値	第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者 グループワーク	実績値	16人	24人	16人	継続実施		
ふれあい スポーツ教室・大会	実績値	120人	180人	180人	継続実施		
声の広報	実績値	4人	4人	4人	継続実施		
障害者自動車運転免許 取得助成事業	実績値	0件	0件	0件	継続実施		
身体障害者 自動車改造助成事業	実績値	1件	0件	0件	継続実施		
奉仕員等養成事業	実績値	朗読ボランティア 養成講座	朗読ボランティア 養成講座	朗読ボランティア 養成講座	継続実施 (各種福祉ボランティアの 養成研修を実施)		

○第6期計画の状況： 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、一部事業において中止、一部中止となっています。

●第7期計画の見込： 継続実施に加え、地域社会への参加や、インクルージョンの推進に努めます。



## 5－3 障害児福祉サービスの見込量

平成24年度から開始された「児童福祉法」に基づく「障害児支援サービス」について、第2期計画の実績や、制度の改正、今後の利用者や事業所の動向等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの各年度における必要量を見込むとともに、その確保の方策等を示します。

### 障害児支援サービスの体系

1 障害児通所支援	(1)児童発達支援	就学前の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を提供します。 ＊児童発達支援センターは、上記の通所療育に加えて、地域の児童や家族への相談支援、関係機関への援助・助言等を行います。
	(2)医療型児童発達支援	肢体不自由児に対し、専門的な訓練や指導、リハビリテーション、治療等を行います。
	(3)放課後等デイサービス	小学生以上の障害児に対し、放課後や長期休暇中に生活能力向上のための訓練や日中活動(放課後活動)の場を提供します。
	(4)保育所等訪問支援	保育所等を利用中または利用予定の障害児が保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、支援を行い、保育所等の安定した利用を促進します。
	(5)居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害等の重度障害により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して療育支援を行います。
2 相談支援	(1)障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害児に対し、サービス等利用計画を作成し、定期的に見直すなどの相談支援を行います。
	(2)医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケアを必要とする障害児の支援のための地域づくりを推進するため、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を行います。

## 1. 障害児通所支援

### (1) 児童発達支援

区分	第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用人員(人分／月)	計画値	39人	44人	49人	82人	86人
	実績値	34人	62人	78人		
	達成率	87.2%	140.9%	159.2%		
月あたりの平均利用日数(人日分／月)	計画値	245日	276日	307日	574日	602日
	実績値	247日	442日	498日		
	達成率	100.8%	160.1%	162.2%		

○第6期計画の状況： 利用人数・日数とともに増加傾向にあり、令和4年度以降計画値を大きく上回っています。

●第7期計画の見込： 児童発達支援センターの設置を踏まえ、増加を見込みます。

●確保の方策： 児童発達支援センターの設置に向けた取組及び重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保に向けた取組を進めます。

### (2) 医療型児童発達支援

区分	第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用人員(人分／月)	計画値	5人	5人	6人	5人	5人
	実績値	6人	5人	3人		
	達成率	120.0%	100.0%	50.0%		
月あたりの平均利用日数(人日分／月)	計画値	25日	25日	30日	25日	25日
	実績値	25日	20日	8日		
	達成率	100.0%	80.0%	26.7%		

○第6期計画の状況： 町外の事業所を利用しており、利用人数・日数ともに減少傾向にあります。

●第7期計画の見込： 期間中5、6人の利用を見込みます。

●確保の方策： 町外の事業所と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。

## (3) 放課後等ディサービス

区分	第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用人員(人分／月)	計画値	92人	99人	106人	110人	115人
	実績値	92人	94人	104人		
	達成率	100.0%	94.9%	98.1%		
月あたりの平均利用日数(人日分／月)	計画値	920日	990日	1,060日	990日	1,035日
	実績値	835日	903日	930日		
	達成率	90.8%	91.2%	87.7%		

○第6期計画の状況： 利用人数・日数とともに増加傾向にあり、概ね計画通りの推移となっています。

●第7期計画の見込： アンケート調査においても利用意向が高いことから、今後も増加を見込みます。

●確保の方策： 利用者の増加に対応するため、町内事業所の定員の増加や新設事業所の開設を働きかけるとともに、事業所の機能強化・サービスの質の向上に努めます。

## (4) 保育所等訪問支援

区分	第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用人員(人分／月)	計画値	2人	2人	2人	4人	5人
	実績値	2人	2人	3人		
	達成率	100.0%	100.0%	150.0%		
月あたりの平均利用回数(回数／月)	計画値	2回	2回	2回	4回	5回
	実績値	3回	2回	3回		
	達成率	150.0%	100.0%	150.0%		

○第6期計画の状況： 概ね計画通りの推移となっています。

●第7期計画の見込： アンケート調査においても利用意向が高いことから、児童発達支援センターの設置と連動した目標達成を踏まえ、段階的な利用の増加を見込みます。

●確保の方策： 児童発達支援センターの確保に向けた取組を進めるとともに保育所等訪問支援事業の体制整備を整えます。

## (5) 居宅訪問型児童発達支援

区分	第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用人員(人分／月)	計画値	5人	5人	5人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人		
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%		
月あたりの平均訪問回数(回数／月)	計画値	5回	5回	15回	0回	0回
	実績値	0回	0回	0回		
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%		

○第6期計画の状況： 期間中の利用実績はありませんでした。

●第7期計画の見込： 期間中に2名の利用を見込みます。

●確保の方策： 町内外において、サービス事業所の確保に努めます。

## 2. 相談支援

### (1) 障害児相談支援

区分	第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用人員(人分／月)	計画値	10人	13人	16人	8人	11人
	実績値	4人	10人	5人		
	達成率	40.0%	76.9%	31.3%		
参考(利用実人員)		(24人)	(47人)	(56人)	(60人)	(65人)
					(70人)	

○第6期計画の状況： 地域生活支援拠点等施設でのプラン作成が可能となり、利用実人員は増加しましたが、業務量増加により、月平均の利用人数には増減があります。

●第7期計画の見込： アンケート調査においても利用意向が高いことから、今後も段階的な増加に努めます。

●確保の方策： 地域生活支援拠点等施設の活用だけでなく、児童発達支援センターの設置等や、プランの移転や分散など、町内事業所によるプラン作成体制の充実を図り、段階的に増やしていきます。

また、就学時・卒業時に、福祉・教育等の各分野の関係各課が連携し、支援の円滑な引継ぎや、ライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援提供体制の構築に努めます。

### (2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

区分	第6期計画の実績(令和5年度は見込)			第7期計画の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月あたりの平均利用人員(人分／月)	計画値	1人	1人	1人	福祉2人 医療0人	福祉2人 医療0人
	実績値	0人	0人	0人		
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%		

○第6期計画の状況： 医療的ケア児支援のための協議の場については、令和5年度に開催しましたが、期間中のコーディネーターの配置はできていません。

●第7期計画の見込： 医療的ケア児支援のための協議の場を継続して開催するとともに、関連分野の支援を調整するコーディネーターを活用した支援ニーズの把握等に努め、発達に応じた支援を推進します。

●確保の方策： 関係機関での協議の場を設け、地域生活支援拠点等施設や児童発達支援センターでの対応を想定しています。



### 3. 発達障害のある人への支援

国の指針では、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの支援体制の確保や、発達障害の診断などを専門的に行うことができる医療機関などの確保に取り組むこととしています。

#### ■活動指標

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人／年	6	6	6
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	人／年	1	1	1
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	人／年	0	0	0

- 第7期計画の設定： 令和2年度よりペアレントトレーニングを実施。今後も事業所での実施に取り組み、発達障害児の支援体制の確保に努めます。



## 4. 子ども・子育て支援事業計画との連携

本計画では、大阪府の指針に基づき、障害の有無にかかわらず、子どもたちがともに成長できるよう、「島本町子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～6年度）との調和を保ち、子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

参考：子ども・子育て支援事業の利用量の見込み 島本町子ども・子育て支援事業計画から抜粋

		見込量		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼児期の教育・保育 (幼稚園・保育所)	需要量	1,402人	1,449人	1,510人
	供給量	1,452人	1,452人	1,452人
時間外保育事業 (延長保育)	需要量	431人	446人	469人
	供給量	431人	446人	469人
放課後児童健全育成事業 (学童保育室)	需要量	797人	814人	819人
	供給量	626人	651人	660人
地域子育て支援拠点事業	需要量	8,448人	9,000人	9,708人
	供給量	8,448人	9,000人	9,708人
一時預かり事業 (幼稚園)	需要量	6,921人	7,016人	7,168人
	供給量	6,921人	7,016人	7,168人
一時預かり事業 (保育園)	需要量	2,794人	2,902人	3,047人
	供給量	2,794人	2,902人	3,047人
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	需要量	292人	320人	335人
	供給量	292人	320人	335人
養育支援訪問事業	需要量	27人	28人	28人
	供給量	27人	28人	28人

※地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業の数値は、1日当たりの平均利用人数

## 5－4 その他、事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

---

### 1. 障害者等に対する虐待の防止

虐待の防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関と密接に連携しつつ、相談・通報へのメール・SNSを含む受付・対応や、夜間・土日祝日等閉庁時間の対応等、相談・通報体制の充実に向けた検討を進めます。また、調査・指導等を適切に行う他、虐待防止のための啓発や研修を行います。

死亡事案等重篤事案が発生した際は、関係機関との連携により、発生要因の分析・事後検証や事前に相談・通報等がなかった重篤事案での事実確認・虐待の有無の判断等について、適切な対応に努めます。

### 2. 意思決定支援の促進

関係機関と連携しながら、福祉サービスの利用援助等を行い、障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援に努めます。

### 3. 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

関係機関・事業所と連携し、文化芸術の鑑賞・創造・作品発表の機会の確保や、作品やイベント・展示に関する情報発信に努めるなど、障害者の文化・芸術活動を促進する取組を行います。

### 4. 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

日常生活や社会生活に必要な情報を取得することができるよう、障害特性に配慮した分かりやすい情報提供および情報取得支援の充実を図るとともに、手話通訳等の意思疎通（コミュニケーション）支援の充実を図ります。

### 5. 障害を理由とする差別の解消の推進

障害を理由とする差別の解消に向けて、障害に対する正しい知識や理解を深めるため、広報誌・町ホームページ・SNS・冊子等の各種広報媒体を活用した啓発活動を行います。

また、町職員や町の機関において、適切な対応を行うため、「島本町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、相談体制の整備の他、障害に対する理解や合理的配慮の考え方等に関する研修などに取り組みます。

また、学校での福祉教育の推進など福祉に関する意識を高める教育・研修等、心のバリアフリーの取組を進めます。

## 6. 事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実

関係機関と連携し、専門性を高めるための研修の実施等、サービス従事者の養成やスキルアップに取り組むとともに、平時から災害発生を見据え、関係機関との緊密な関係性を通じて利用者の安全確保に向けた取組を進めます。

## 7. ユニバーサルデザインの推進

島本町バリアフリー構想に基づき、町施設や道路等のバリアフリー化に取り組んでいます。また、情報アクセシビリティの向上や十分なコミュニケーションの確保等を通じて、視覚障害者等の読書環境の整備等、ハードとソフトの両面のさらなる利便性・安全性の向上に努め、誰もがストレスなく地域で快適に生活できる環境整備に取り組みます。



## 資料

### 障害種別ごと第7期計画の障害福祉サービスの見込み

#### 1. 訪問系サービス・短期入所

##### (1) 訪問系サービス

###### ①居宅介護（ホームヘルプサービス）

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月
身体障害者	11	308	12	336	13	364
知的障害者	23	276	24	288	25	300
精神障害者	43	473	45	495	47	517
障害児	2	6	2	6	2	6

###### ②同行援護

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月
身体障害者	5	55	5	55	6	66

###### ③重度訪問介護

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月
身体障害者	1	168	1	168	2	336
知的障害者	0	0	0	0	0	0
精神障害者	0	0	0	0	0	0

###### ④行動援護

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月
知的障害者	2	12	2	12	3	18
精神障害者	0	0	0	0	0	0
障害児	0	0	0	0	0	0

###### ⑤重度障害者等包括支援

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月
身体障害者	0	0	0	0	0	0
知的障害者	0	0	0	0	0	0
精神障害者	0	0	0	0	0	0
障害児	0	0	0	0	0	0

## (2) 短期入所（ショートステイ）

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
身体障害者	1	5	1	5	2	10
知的障害者	20	180	21	189	22	198
精神障害者	0	0	0	0	1	5
障害児	1	3	1	3	2	6

## 2. 日中活動系サービス

## (1) 生活介護

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
身体障害者	7	119	8	136	9	153
知的障害者	67	1,206	68	1,224	69	1,242
精神障害者	8	72	9	81	10	90

## (2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
身体障害者	1	3	1	3	2	6
知的障害者	1	6	1	6	2	12
精神障害者	8	96	9	108	10	120

## (3) 就労移行支援

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
身体障害者	0	0	0	0	1	5
知的障害者	5	85	5	85	6	102
精神障害者	5	80	5	80	6	96

## (4) 就労継続支援（A型）

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
身体障害者	3	45	3	45	4	60
知的障害者	8	144	8	144	9	162
精神障害者	13	260	13	260	14	280

## (5) 就労継続支援（B型）

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
身体障害者	2	22	2	22	3	33
知的障害者	31	558	32	576	33	594
精神障害者	21	231	22	242	23	253



# 島本町障害者施策推進協議会条例

平成 13 年 7 月 13 日条例第 13 号

(最近改正 平成 26 年 4 月 1 日)

## (設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 4 項の規定に基づき、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するため、島本町障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (組織)

第 2 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 町の関係団体が推薦する者
- (4) その他町長が必要と認める者

## (任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

## (庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

## (委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則 (略)

## 島本町障害者施策推進協議会 委員名簿

---

氏名	所属	備考
相田 ひろみ	公募委員	
井戸 恵利子	島本町在住障害児をもつ親の会 フレンズ	
岩田 明子	特定非営利活動法人 すばる 副理事	
奥村 一貴	社会福祉法人 南山城学園 地域福祉支援センター島本 センター長	
河野 昭代	あじさい*心の集い 代表	
小寺 鐵也	種智院大学 社会福祉学科 教授	会長
外村 敏一	公募委員	
谷川 肇	島本町身体障害者福祉協会 副会長	
豊島 敦哉	一般社団法人 高槻市歯科医師会	
永井 由美子	社会福祉法人 島本町社会福祉協議会 会長	副会長
花田 純子	島本町民生委員児童委員協議会 副会長	
松井 昭憲	大東市障害者生活支援センター 副所長	※令和5(2023)年9月4日まで
森 拓 美	一般社団法人 高槻市医師会	
森川 晶平	高槻市障害者就業・生活支援センター 所長	
山内 一寛	大阪府茨木保健所 地域保健課長	

(五十音順／敬称略)

## 島本町障害者施策推進協議会 開催経過

---

回数	開催日	主な案件
第1回	令和5(2023)年8月1日(火)	1 会長・副会長の選出について 2 次期障害者計画及び障害福祉計画(障害児福祉計画)策定にかかるスケジュール・アンケート調査票(案)について
第2回	令和5(2023)年10月20日(金)	1 現行障害者計画及び障害福祉計画(障害児福祉計画)の進捗状況について 2 次期障害者計画及び障害福祉計画(障害児福祉計画)策定にかかるアンケート結果報告書について
第3回	令和5(2023)年11月20日(月)	1 第4次島本町障害者計画素案について
第4回	令和5(2023)年12月22日(金)	1 障害福祉サービス等事業所及び関係団体ヒアリング結果について 2 第4次障害者計画素案について 3 第7期障害福祉計画(第3期障害児福祉計画)素案について
第5回	令和6(2024)年3月7日(木)	1 自立支援協議会意見聴取について 2 パブリックコメントの回答(案)について 3 障害者計画等の最終案について

## 用語説明

---

あ行

---

### ICT (あい しー ていー)

Information and Communication Technology (情報通信技術) の略で、インターネットなど、情報や通信に関する技術の総称。

### 医療的ケア (いりょうてき けあ)

人工呼吸器による呼吸管理や、たんの吸引など、日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為のことです。従前は看護師や家族が行ってきましたが、近年の制度改正により、一定の研修を受講すれば、介護職員等もたん吸引等を行うことができるようになっています。

### 医療的ケア児支援法 (いりょうてき けあ じ しえん ほう)

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」のこと、医療的ケア（人工呼吸器管理、たん吸引等）を必要とする子ども（医療的ケア児）とその家族に対し、必要な医療・福祉サービスの提供と環境整備を目的として制定された法律です。

### インクルージョン (いんくるーじょん)

「包含」や「包み込む」ことを意味する英語で、教育や福祉の分野では、「一人ひとりが多様であることを前提に、障害の有無にかかわりなく、誰もが自分に合った配慮を受けながら、地域の資源（学校等）を利用できる」という理念・手法をあらわす言葉として使われています。

か行

---

### 合理的配慮 (ごうりてき はいりょ)

障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のことです。

### 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (こうれいしゃ、しょうがいしゃ とう の いどう とう の えんかつか の そくしん に かんする ほうりつ)

高齢者や障害者などの社会参加と自立を促進し、快適で安全な移動や居住環境の実現を目指し、公共施設、公共交通機関、住宅、道路などのバリアフリー化を推進する法律です。

さ行

---

### 支援学校 (しえん がっこう)

学校教育法で規定された障害児を対象とする学校のことです。視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱（身体虚弱を含む）等の児童に対し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とします。なお、学校教育法での名称は「特別支援学校」ですが、大阪府では「支援学校」の名称を使用しています。

## 社会的障壁（しゃかいてき しょうへき）

障害のある人にとって、日常生活や社会生活をおくる上で障壁となるようなものを指します。障壁には、利用しにくい施設や制度、障害のある人の存在を意識しない慣習、偏見といったものが含まれます。

## 障害支援区分（しょうがい しえん くぶん）

障害者の障害の多様な特性や、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分です。最も支援が必要な区分6から区分1までの6段階があり、これにより受けられるサービスの種類等が決まります。

## 障害者基本法（しょうがいしゃ きほん ほう）

障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障害のある人のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者福祉を増進することを目的として制定された法律です。

## 障害者差別解消法（しょうがいしゃ さべつ かいしょう ほう）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」のことです。全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律です。

## 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（しょうがいしゃ じょうほう あくせしひりてい・こみゅにけーしょん しさく すいしん ほう）

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」のことです。障害者が情報を容易に取得・利用し、意思疎通を行える環境を整備することを目的として制定された法律で、情報通信技術の進展に対応し、ウェブサイトや公共サービスのアクセシビリティの向上、手話通訳や要約筆記などのコミュニケーション支援の充実を図ることで、障害者の情報アクセス権を保障するものです。

## 障害者総合支援法（しょうがいしゃ そうごう しえん ほう）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のことです。地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための障害保健福祉施策を講じた法律です。

## 障害者雇用促進法（しょうがいしゃ こよう そくしん ほう）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」のことです。障害者の雇用機会を増やし、職場での公平な扱いを保証することを目的として制定された法律です。民間企業や公共機関に対して障害者雇用率の基準を設け、達成を義務付けるとともに、障害のある人の職場環境の改善や、就労支援サービスの提供など、職業生活の質を高めるための措置も含まれます。

## 自立支援協議会（じりつ しえん きょうぎかい）

障害者の地域における生活を支援していくためには、関係機関・関係者が地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うことが重要です。この役目を担うのが自立支援協議会です。島本町では、障害福祉サービス等の事業所と町で構成される「島本町障害者地域自立支援協議会」を設置し、事業所間の連携を図るとともに、イベントや研修の企画、地域の体制整備のための検討などに取り組んでいます。

### 身体障害者手帳（しんたい しょうがいしゃ てちょう）

一定の身体障害があると認められた人に交付される手帳です。手帳は、重度から順に1級から6級に区分され、障害種別により肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、内部障害（呼吸器・心臓・じん臓・肝臓・ぼうこう・直腸・小腸・免疫）に分けられます。

### 精神障害者保健福祉手帳（せいしん しょうがいしゃ ほけん ふくし てちょう）

一定の精神障害があると認められた人に交付される手帳です。手帳は、重度から順に1級から3級に区分されます。

### 成年後見制度（せいねん こうけん せいど）

知的障害、精神障害、認知症等により判断能力が十分でない人の権利や財産等を守るため、本人・親族等の申立てにより、財産管理や契約等の法律行為を代理、補助する後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を家庭裁判所が選任する制度です。なお、親族のいない対象者等の場合は、必要に応じて市町村長が申立てを行います。

#### \*法人後見（ほうじん こうけん）

：社会福祉法人やNPO等の法人が成年後見人等になり、個人が後見人になった場合と同様に、判断能力が十分でない人の支援を行うことをいいます。

#### \*市民後見人（しみん こうけんにん）

：親族や弁護士等の専門職以外の、一般市民による後見のこと。地域住民等で活動を希望する人が研修等を受けた上で、後見人としての活動を行います。

た行

---

### 地域共生社会（ちいき きょうせい しゃかい）

制度・分野の違いや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を指しています。

### 地域包括ケアシステム（ちいき ほううかつ けあ しすてむ）

障害者や高齢者など、全ての地域住民が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けるために、医療・介護・福祉サービスなどの生活支援サービスが日常生活の場で包括的・継続的に提供できるような地域での体制のことです。

### 読書バリアフリー法（どくしょ ぱりあふリー ほう）

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」のことです。障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするために、音声や点字などの形式での資料提供を促進することで、読書資料のアクセスを向上させることを目的として制定された法律です。

な行

---

### 難病（なんびょう）

発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病で、長期にわたり療養が必要となる疾病的総称。国では、平成27(2015)年に施行した「難病に対する医療等に関する法律」(難病法)により、指定された難病の医療費助成等の支援を行っています。また、障害者施策においては、平成25(2013)年に施行された「障害者総合支援法」において、難病者が障害者の範囲に追加され、指定された難病による障害のある人は、障害者手帳がなくとも、ホームヘルプサービスや福祉用具の給付等の障害福祉サービスが受けられるようになっています。

は行

---

### 発達障害（はったつ しょうがい）

「発達障害者支援法」において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常、低年齢において発現するもの」と定義されています。

### パブリックコメント（ぱぶりっく こめんと）

町の意見公募制度のことです。町が基本的な施策等に関する計画や条例等を策定するときに、住民にその案を事前に公表して意見を募集し、提出された意見を考慮して意思決定を行い、提出された意見とそれに対する町の考え方を公表する制度です。

### ペアレントトレーニング（ペあれんと とれーにんぐ）

子どもの行動変容を目的として、保護者がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指すトレーニングのことです。

### ペアレントプログラム（ペあれんと ぷろぐらむ）

育児に不安がある保護者や、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、福祉事業所の職員等)が効果的に支援できるよう設定されたプログラムのことです。

### ペアレントメンター（ペあれんと めんたー）

自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者のことです。

や行

---

### ユニバーサルデザイン（ゆにばーさる でざいん）

年齢や性別、障害の有無などにかかわりなく、誰もが等しく使いやすいように配慮したまちづくりやものづくり、情報やサービスの提供を進め、誰もが生活しやすい社会環境をつくっていくという考え方のことです。

リハビリテーション（りはびりてーしょん）

障害のある人の身体・精神を社会環境に適応するため訓練を行うことだけではなく、障害のある人の周囲の環境や社会を変えることで、再び社会参加できることを保障しようとする考え方のことです。

療育（りょういく）

主に、障害のある子どもの機能を高め、社会的に自立することを目的として行う「治療」と「教育」のことをいいます。

療育手帳（りょういく てちょう）

一定の知的障害があると認定された人に交付される手帳です。障害の程度は、A（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の3区分があります。

第7期島本町障害福祉計画  
第3期島本町障害児福祉計画

令和6（2024）年3月

発行 島本町（健康福祉部 福祉推進課）  
郵便番号618-8570  
住所：大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号  
電話 : 075-961-5151  
ファックス : 075-962-5652